

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第1区分

【発行日】平成22年5月6日(2010.5.6)

【公表番号】特表2009-530613(P2009-530613A)

【公表日】平成21年8月27日(2009.8.27)

【年通号数】公開・登録公報2009-034

【出願番号】特願2009-500495(P2009-500495)

【国際特許分類】

G 0 1 N 33/68 (2006.01)

A 6 1 K 45/00 (2006.01)

A 6 1 K 38/00 (2006.01)

A 6 1 P 25/00 (2006.01)

【F I】

G 0 1 N 33/68

A 6 1 K 45/00

A 6 1 K 37/02

A 6 1 P 25/00

【手続補正書】

【提出日】平成22年3月12日(2010.3.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

被験体の、将来神経疾患を発症する危険性プロフィールを特徴づけるのを補助するための方法であって、

該被験体から得られた体液または身体組織中のゲルゾリンのレベルを予め定められた値と比較すること、および

該予め定められた値と比較したゲルゾリンのレベルに基づき、該被験体の、神経疾患を発症する危険性プロフィールを特徴づけること

を含み、該予め定められたレベルまたはそれ以下のゲルゾリンのレベルは、該被験体が該神経疾患を発症する危険度が高いことの指標であり、該予め定められたレベルまたはそれ以上のゲルゾリンのレベルは、該被験体が該神経疾患を発症する危険度が高くないことの指標である方法。

【請求項2】

多発性硬化症を有しているまたは発症する危険度が高い被験体を治療するための組成物であって、該組成物は、有効量のゲルゾリンを含み、そのような治療を必要とする被験体に投与されるものであることを特徴とする組成物。

【請求項3】

多発性硬化症を有しているまたは発症する危険度が高い被験体を治療するための組成物であって、該組成物は、有効量のゲルゾリンを含み、該被験体におけるゲルゾリンのレベルを予め定められた値より上に上昇させるために、そのような治療を必要とする被験体に投与されるものであることを特徴とする組成物。

【請求項4】

多発性硬化症の危険度を低下させるために被験体を治療するための組成物であって、該組成物は、有効量のゲルゾリンおよび/または第2の薬剤を含み、該組成物は、正常以下

レベルのゲルゾリンを有することが既知であることに基づいて選択された被験体に投与されて、多発性硬化症を発症する被験体の危険度を低下させるものであることを特徴とする組成物。

【請求項 5】

多発性硬化症の危険度を低下させるために被験体を治療するための組成物であって、該組成物は、有効量のゲルゾリンおよび／または第2の薬剤を含み、該組成物は、正常以下レベルのゲルゾリンを有することが既知であることに基づいて選択された被験体に投与されて、該被験体におけるゲルゾリンのレベルを予め定められた値より上に昇させるものであることを特徴とする、組成物。

【請求項 6】

正常以下レベルのゲルゾリンを有する被験体を治療するためのキットであって、該キットは、多発性硬化症を治療するまたは多発性硬化症の危険度を低下させるための第1の治療法および第2の薬剤を含み、該第2の薬剤は、該第1の治療法での治療後に該被験体においてゲルゾリンの予め定められたレベルに達しない場合に、該被験体を治療するために使用されるものであることを特徴とする、キット。

【請求項 7】

被験体において多発性硬化症を治療するまたは多発性硬化症の危険度を低下させるための治療の効果を評価するのを補助するための方法であって、

(i) 多発性硬化症を治療するまたは多発性硬化症の危険度を低下させるための薬剤による治療を受けている被験体から得られた体液または身体組織におけるゲルゾリンのレベルを、見かけ上健常な対照集団におけるゲルゾリンのレベルに対応する予め定められた値と比較すること、および

(i i) 該被験体由来の体液または身体組織中のゲルゾリンのレベルが該予め定められたレベルまたはそれ以上であるかどうかを判定し、該判定は、治療が有効であるかどうかの指標であること
を含む方法。

【請求項 8】

被験体において治療の方向を決定するのを補助するための方法であって、

(i) 多発性硬化症を治療するまたは多発性硬化症の危険度を低下させるための治療を受けている被験体から得られた体液または身体組織中のゲルゾリンのレベルを、ゲルゾリンのレベルに対応する予め定められた値と比較すること、および

(i i) 該被験体から得られた体液または身体組織中のゲルゾリンのレベルが該予め定められたレベルまたはそれ以上であるかどうかを判定すること、および

(i v) そのような判定に基づいて治療の方向を決定すること
を含む方法。